

介護予防短期入所生活介護

いなぎ正吉苑

料金表

1・基本料金

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額	長期利用者減算単位(31日以降)
要支援1	451	4,884	489	442
要支援2	561	6,075	608	548

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費	食費	
			多床室		
段階4	下記以外の方		1,230	1,650	
段階1	生活保護受給者		0	300	
		老年福祉年金受給者			単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430	390
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	430	650
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	430	1,360

※食費1650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。
※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3.その他の加算

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	14
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	24
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	20
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	7
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供、こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	109
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	11
機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	13

<実績による加算>

単位 円/日

口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	541	55
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	217
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	130
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	1,992	200
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	9
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居室を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	61

<介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

8/1/2024 現在

事業所名 いなぎ正吉苑短期入所生活介護
説明者

氏名

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続柄

介護予防短期入所生活介護

いなぎ正吉苑

料金表 (2割負担額)

1・基本料金

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額	長期利用者減算単位(31日以降)
要支援1	451	4,884	977	442
要支援2	561	6,075	1,215	548

2・施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費	食費	
			多床室		
段階4	下記以外の方		1,230	1,650	
段階1	生活保護受給者		0	300	
	老年福祉年金受給者				
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430	390
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	430	650
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	430	1,360

※食費1650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。
※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3.その他の加算

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	28
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	48
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	39
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	13
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供、こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	217
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	22
機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	26

<実績による加算>

単位 円/日

口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	541	109
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	434
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	260
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	1,992	399
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	18
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居室を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	122

<介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

8/1/2024 現在

事業所名 いなぎ正吉苑短期入所生活介護
説明者

氏名

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続柄

介護予防短期入所生活介護

いなぎ正吉苑

料金表 (3割負担額)

1・基本料金

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額	長期利用者減算単位(31日以降)
要支援1	451	4,884	1,466	442
要支援2	561	6,075	1,823	548

2・施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費	食費	
			多床室		
段階4	下記以外の方		1,230	1,650	
段階1	生活保護受給者		0	300	
	老年福祉年金受給者				
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430	390
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	430	650
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	430	1,360

※食費1650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。
※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3.その他の加算

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	42
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	72
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	59
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	20
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供、こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	325
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	33
機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	39

<実績による加算>

単位 円/日

口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	541	163
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	650
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	390
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	1,992	598
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	26
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居室を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	182

<介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

8/1/2024 現在

事業所名 いなぎ正吉苑短期入所生活介護
説明者 氏名

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続柄

介護予防短期入所生活介護

いなぎ正吉苑

料金表

1・基本料金

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額	長期利用者減算単位(31日以降)
要支援1	451	4,884	489	442
要支援2	561	6,075	608	548

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位：円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費	食費
			多床室	
段階4	下記以外の方		1,230	1,650
段階1	生活保護受給者		0	300
	老年福祉年金受給者			
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	430	390
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	430	650
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	430	1,360
		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下		
		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下		
		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下		
		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下		

※食費1650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。
※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3.その他の加算

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	14
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	24
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	20
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	7
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供。こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	109
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	11
機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	13

<実績による加算>

単位 円/日

口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	541	55
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	217
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	130
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	1,992	200
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	9
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居室を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	61

<介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

介護予防短期入所生活介護

料金表 (2割負担額)

いなぎ正吉苑

1・基本料金

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額	長期利用者減算単位(31日以降)
要支援1	451	4,884	977	442
要支援2	561	6,075	1,215	548

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費	食費	
			多床室		
段階4	下記以外の方		1,230	1,650	
段階1	生活保護受給者		0	300	
		老年福祉年金受給者			単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430	390
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	430	650
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	430	1,360

※食費1650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。
※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3.その他の加算

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
	生活相談員等配置加算			
	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	28
○	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)			
	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	48
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			
	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	39
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			
	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	13
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)			
	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供、こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	217
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)			
	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供、こうした仕組みの構築によって加算する	+10	108	22
	機能訓練体制加算			
	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	26

<実績による加算>

単位 円/日

	口腔連携強化加算			
	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	541	109
	認知症行動・心理症状緊急対応加算			
	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	434
	若年性認知症利用者受入加算			
	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	260
○	送迎加算			
	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	1,992	399
	療養食加算			
	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	18
	個別機能訓練加算			
	専任の機能訓練指導員が利用者の居室を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	122

<介護職員処遇改善加算>

○	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数

介護予防短期入所生活介護

料金表 (3割負担額)

いなぎ正吉苑

1・基本料金

併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ(多床室)

単位 円/日

区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額	長期利用者減算単位(31日以降)
要支援1	451	4,884	1,466	442
要支援2	561	6,075	1,823	548

2・当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費	食費	
			多床室		
段階4	下記以外の方		1,230	1,650	
段階1	生活保護受給者		0	300	
		老年福祉年金受給者			単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430	390
段階3①		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	430	650
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	430	1,360

※食費1650円の内訳としては、朝食(396円)・昼食(792円)・夕食(462円)とし、実際の提供分のみのお支払いとなります。
※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

3.その他の加算

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
生活相談員等配置加算	生活相談員を配置し、かつ、地域貢献活動を実施している	+13	140	42
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上配置されているまたは、勤続10年以上介護福祉士35%以上	+22	238	72
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上配置されている	+18	194	59
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士50%以上もしくは、常勤職員75%以上もしくは、勤続7年以上30%以上	+6	64	20
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	ご利用者の安全、サービスの質の確保と職員の負担軽減方法を検討する委員会の設置、テクノロジーの導入、改善した内容の継続的実施とそのデータの提供、こうした仕組みの構築によって加算する	+100	1,083	325
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		+10	108	33
機能訓練体制加算	専任の機能訓練指導員を配置している	+12	129	39

<実績による加算>

単位 円/日

口腔連携強化加算	月に1回を限度、職員が口腔の健康状態評価を実施し、歯科医療機関、担当CMに情報提供した場合。	+50	541	163
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症高齢者の緊急受入れと判断された場合	+200	2,166	650
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の方を受け入れた場合	+120	1,299	390
○ 送迎加算	施設による送迎を行った場合(片道)	+184	1,992	598
療養食加算	医師の指示による食事 1食毎の算定、1日3回を上限	+8	86	26
個別機能訓練加算	専任の機能訓練指導員が利用者の居室を訪問した上で作成した個別機能訓練に基づいて訓練を行う場合	+56	606	182

<介護職員処遇改善加算>

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定合計単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定合計単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定合計単位数に9.0%を乗じた単位数